

社会福祉法人 村上市社会福祉協議会  
基金及び積立金管理規程

平成20年4月1日制定

(目 的)

第1条 この規程は、社会福祉法人村上市社会福祉協議会（以下〔本会〕という。）の運営の安定を図るために本会に資金の積立を行い、その管理、運営等に関する事項を規定する。

(基金及び積立金の種類)

第2条 基金及び積立金の種類は、次のとおりとする。

(1) 社会福祉基金

寄付金等を主財源として、本会事業推進のための地域福祉事業の実施に充てる資金とする。

(2) 事業運営安定積立金

社会福祉協議会設置時に持ち寄った積立金で、経営の安定化及び介護保険事業等の運転資金に充てる資金とする。

(3) 施設設備・整備積立金

固定資産物品の取得や施設整備に充てる資金とする。

(積 立)

第3条 基金及び積立金に積立てる額は、会計予算に定める額・剰余資金・寄付金、その他の収入をもって充てることができる。

(利子等の処理)

第4条 基金及び積立金から生ずる利子等は、第2条第1号及び第3号はその基金・積立金に編入し、第2号については一般会計の歳入とする。

(運 用)

第5条 会長は、財政上必要があると認めるときは、各会計に繰り替えて運用することができる。

2 この基金は、非常災害援護活動、その他真にやむを得ない事情が生じた場合に限り、評議員会の議決を経て処分することができる。

(委 任)

第7条 この規程に定めるもののほか、基金及び積立金の管理に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。